

第 630 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（10 人）

1	鈴木 昇			3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一			7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（3 人）

2	澤邊 治之	6	大塚 和行	12	安田 和永		
---	-------	---	-------	----	-------	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

6 説明員（3 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、後藤、南

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 令和 7 年度富津市農作業標準賃金について

議案第 5 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会の意見について

専決処分報告について

第 630 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 630 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、現在 2 番 澤邊委員と 6 番 大塚委員と 12 番 安田委員が欠席ということで、委員 14 名中 11 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。今回は 3 月の議会ということで、今年度最後の農業委員会であります。（河津桜が葉桜に。米の値上がりについて。米選機（粃摺り機）について。）</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 630 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p>

議長	<p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>1番 鈴木昇委員、3番 丸委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、6番大塚委員は欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>大塚委員が欠席ですので、事務局より説明をさせていただきます。所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧JAきみつ湊支店より北東の方向900m付近に位置する農地で、土地改良事業が行われた区域にある農地です。</p> <p>大塚委員より申請地の現地確認をしたところ、問題は無いとの報告をいただいております。</p> <p>義務者は、本申請地を相続により取得しましたが、遠隔地で、耕作手段も無いことから、地元農業者に現在まで耕作をお願いしてまいりました。</p> <p>農作業経験も無く、今後も耕作が不可能ことから、現在まで耕作をお願いしていた権利者へ申出、合意が整ったことから売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地2,218㎡、耕作面積は29,602㎡、農作業歴50年、従農数3名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち</p>

議長	<p>切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、4番 川口委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第1号2番について、申請地を3月10日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>館山自動車道富津・竹岡インターより北西方向200mから700m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが農業経験も無く、隣家の農家に耕作をお願いしておりました。</p> <p>農地を管理していくことは難しいため、権利者に相談し売買による所有権移転の承諾をえたことから本申請を行うものです。</p> <p>営農計画は、水稻及び露地野菜の栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、技術も耕作手段も無かったことから今後の耕作について、隣家である権利者へ相談したところ、自宅に近く、自作地にも近い、規模拡大に適した条件であったことから受諾され、本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内及び外農地11筆15,281㎡、耕作面積は27,220㎡、農作業歴64年、従農数4名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第1号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴委員、お願いします。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>議案第1号3番について、申請地を3月8日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>J A きみつ天羽ライスセンターより北東の方向 1000m付近及び北西の方向 900m付近に位置する農地で、土地改良事業が行われた区域にある農地で、休耕地の状態となっております。</p> <p>義務者は、相続で取得しましたが後継者もなく将来も耕作が不可能であった農地を贈与することで、権利者と話がまとまり、贈与による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、本申請地を相続により取得しましたが、耕作手段も無いことから、休耕地の状態となっております。</p> <p>農業後継者もなく、今後も管理していくことも不可能なことから処分を考え、権利者と合意が整ったことから本申請となったものであります。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、農振農用地区域内農地 3 筆 5,643 m²、耕作面積は 29,518.46 m²、農作業歴 41 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 1 号 4 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 1 番 森田委員、お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第 1 号 4 番について、申請地を 3 月 7 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>J A きみつ西川集出荷場より南の方向 500m 付近に所在する農地で、土地改良事業が行われた場所であります。</p> <p>義務者は、耕作手段が無く隣接する権利者に耕作をお願いしておりました。</p> <p>権利者から購入の承諾を得たことから、売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を行う計画です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、申請地の管理を隣接所有者であった権利者をお願いして</p>

議長	<p>おりました。</p> <p>今後も自ら耕作を行うことは不可能なことから、売却を考え申出をしたところ、権利者も一体的に利用ができ耕作に便利であることから受諾し申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 1,548 m²、耕作面積は 3,157 m²、農作業歴 16 年、従農数 1 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 1 号 5 番について、担当委員の現地調査及び説明を、7 番 渡邊委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第 1 号 5 番について、申請地を 3 月 8 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧 J A きみつ湊支店より東の方向 1000m から 1600m 付近に点在する農地です。</p> <p>義務者は、共に農業経験も無く、親戚の農家に耕作をお願いしておりました。</p> <p>今後、農地を管理していくことが難しいことから、親族に当たる権利者へ売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻及び露地野菜の栽培を計画しております。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、共に相続により取得しましたが、農業経験も無く、又遠隔地であったことから、親戚を頼りに耕作をお願いしておりました。</p> <p>今後も親戚を頼りながらの耕作は難しく、また自ら管理を行うことも不可能なことから、農地を所有耕作している伯母に相談したところ、伯母の生家の農地でもあったことから耕作を引き受けることで話がまとまり本申請となったものです。</p> <p>農繁期には、家族のみでは労働力が不足するため親戚農家の手助けを受けながら耕作を行う計画となっております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内及び外農地 14 筆 10,980 m²、耕作面積は 4,989 m²、農作業歴 5 年、従農数臨時雇用者を含め 5 名であります。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 6 番と 7 番については、稲村委員に関する案件になりますので、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、稲村委員は一時退席をお願いします。</p> <p>【稲村委員 一時退席】</p>
議長	<p>それでは、この 6 番と 7 番ですが、権利者が同一の案件ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、</p>

<p>丸委員</p>	<p>ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>では、一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、富津地区内ということで、3番、丸委員に担当していただきましたので、お願いします。</p> <p>議案第1号6番7番について、権利者が同一ですので一括して説明いたします。</p> <p>申請地を3月10日に確認しました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>6番は、飯野小学校より西の方向100m付近、7番は、同じく小学校より南東の方向600m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、両義務者とも耕作手段がなかったことから、近くで耕作を行っている権利者へお願いしておりました。</p> <p>今後も自作することが不可能なため、売却の申出を行い、受諾されたことから、売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（山口）</p>	<p>ただいまの丸委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>何れの義務者も相続で本申請地を取得しましたが、耕作手段が無く自作することが不可能であったことから、近くで耕作を行っている権利者へお願いしておりました。</p> <p>今回、義務者より売却の申出があり、自作地に近く、又今まで耕作を行ってきたことから、特に条件面でも問題ないことから、規模拡大を目的とした申請であります。</p> <p>申請地は、6番7番併せて農振農用地区域内農地3筆2,916㎡、権利者の耕作面積6万4,976㎡、農作業歴50年、従農数2名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号6番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号7番は承認されました。</p> <p>【稲村委員、入室着席】</p>
議長	<p>続いて、議案第1号8番について、担当委員の現地調査及び説明を、12番 安田委員は欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>安田委員が欠席ですので、事務局より説明をさせていただきます。所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>峰上保育所より南東の方向1400m付近に位置する農地です。</p> <p>委員より申請地の確認をしたところ、問題は無いとの報告を本日受けております。</p> <p>義務者は、労働力不足により隣接地に住む権利者に耕作をお願いしておりました。後継者も無く耕作を行うことは難しいことから権利者へ、売却の話をしたところ、居住地に隣接し耕作に便利であったことから、受諾し規模拡大を目的とする売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>権利者は、市外で事業を営んでおりますが、申請地の隣接に古民家を購入、宿泊しながら農作業に従事している者であります。</p> <p>営農計画は、引き続いて水稻の栽培を行う予定です。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地472㎡、耕作面積は6,210㎡、農</p>

議長	<p>作業歴 6 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 8 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 8 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>次に、議案第 2 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 4 番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第 2 号 1 番について申請地を 3 月 1 0 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>君津商業高校より北の方向約 4 0 0 m に位置する農地であります。</p> <p>現在、権利者が駐車場として使用している千種新田の土地は借地であり、そちらの隣接地まで借地所有者が宅地分譲をしており、いつ明け渡し要求があるか不安な状態であるため、近接地である本件土地を駐車場として所有したいと考え、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、1番 鈴木昇委員、お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第2号2番について申請地を3月9日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>上公民館より西の方向約150mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、愛犬同好会に属し、ドッグラン施設の適地を求めて各所を探していたところ、交通の便も良く、環境的、資金計画的にも整っている申請地に施設を作り、同好会相互の親睦を深められると考え、</p>

	<p>所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は浄化槽を経由し、雨水とともに既存排水路へ排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>事務所およびペット運動施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。</p>

事務局（山口）	<p>ます。それでは事務局から、説明をお願いします。</p> <p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和7年第2次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号7-2-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] [REDACTED] 畑 464㎡、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借権、利用内容 畑、期間10年の新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号7-2-6まで、合計で貸し手3名、借り手2名、筆数6筆、面積7,728㎡であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、本日お配りいたしました議案資料をご覧ください。</p> <p>賃借権の設定を受ける者2名の農業経営の状況でございます。</p> <p>今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、農作業従事日数、農業従事者数及び、主な農機具の所有状況等を表にしたものであります。資料の1番の経営体は露地野菜、2番の経営体は水稲+露地野菜となっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「令和7年度富津市農作業標準賃金について」を</p>

事務局 (樋口)	<p>議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号 令和7年度富津市農作業標準賃金の公表についてご説明いたします。</p> <p>令和7年度標準作業賃金については、千葉県農業会議より通知のあった料金表の数値で作成しております。</p> <p>農作業賃金は前年度と比較して、全体的に増額となっております。</p> <p>こちらにつきましては、算定方法等は変わっておりませんが、機械料金などの値上がりによるものとなります。</p> <p>また、表の中の小型機械(耕耘機、田植機(歩行型)、バインダー、ハーベスター)については、近年利用者が減少していることから、農業会議での金額の公表は今後しない方針とのことで、富津市においても令和8年度以降、標準作業賃金の項目から削除する予定ですので、ご留意ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第4号は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第5号】</p> <p>次に、議案第5号「「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p> <p>こちらは、吉野1地域、佐貫地域、関豊地域と市内3地域の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします</p>

<p>事務局（平野係長）</p>	<p>議案第5号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を定めるにあたり、同法同条第6項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和7年2月14日付で関豊地域、18日付けで佐貫地域、19日付で吉野1地域と市内3地域における地域計画案が示され、意見照会がありました。</p> <p>農業委員会は、この案についての意見を提出することとなっております。</p> <p>つきましては、本計画案に対しての意見を求めたく上程するものがあります。</p> <p>この後、地域計画（案）につきまして、担当課の農林水産課より説明をいただきますのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案についての事務局の説明は以上です。続いて、計画の内容について、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として出席いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>（声：異議なし） それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課 磯貝係長</p>	<p>【市農林水産課入室着席】</p> <p>議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>まず、地域計画の策定についてですが、協議の場の設置から始まり、地域計画（目標地区含む）（案）の作成、農業者への説明会や関係者への意見聴取を行い、公告し、策定することとなっております。</p> <p>関係者への意見聴取ですが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとする時、予め、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。</p>

初めに、議案第5号の1番 吉野1地域 地域計画（案）について説明させていただきます。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

8ページ、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）ですが、人・農地プランでは「中心経営体」として位置付けられていた者が、概ね10年後の地域内の担い手の耕作者として記載することとなりました。

吉野1地域につきましては、認定農業者5経営体、地域内の担い手5経営体を将来の担い手として位置付けております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の10年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の10年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる白色の線で囲まれているもの（相野谷）と、もう一枚の地図が赤色と水色で囲まれているもの（障子谷、一色）が、今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手AからJと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に黄色で着色の「自作」と白色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となり

ます。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、休耕地が増加傾向にあり、鳥獣対策に取り組む必要があることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、経営規模については、現状維持を志向する経営体が主であり、規模拡大を志向する団体がいないことから、多面的機能支払交付金等の活用を検討し、地域内にて圃場等の維持管理を図る旨を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第5号の2番 佐貫地域 地域計画（案）についてご説明させていただきます。

議案綴りの10ページをご覧ください。

佐貫地域 地域計画（案）の説明につきましては、吉野1地域と相

違のある箇所をご説明いたします。

佐貫地域 地域計画（案）の1地域における農業の将来の在り方の（3）につきましては、将来の経営規模については現状維持、離農を志向する経営体が主ですが、少数であるが規模拡大を志向する経営体も存在する。また多面的機能支払交付金を活用していない地域もあることからその活用を検討し、地域全体で農地の維持管理に努める旨記載しました。

続きまして、11ページの4地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

佐貫地域につきましては、認定農業者1経営体と地域内の担い手6経営体を将来の担い手として位置付けています。

また、目標地図上の標記表示としてA～Gのアルファベットを設定しており目標地図内の凡例と対応してあります。

次に本日配付の地図をご覧ください。着色した農地の規模が広いため字ごとに地図を作製してあります。

色分けにつきましては、花香谷がオレンジ、亀沢が水色、亀田が青、鶴岡が茶色、八幡が水色、笹毛がピンクで囲んであり、枠内の着色してある農地が地域計画の対象となっております。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第5号の3番 関豊地域 地域計画（案）について説明させていただきます。

議案綴りの13ページをご覧ください。

関豊地域 地域計画（案）の説明につきましては、吉野1地域、佐貫地域と相違のある箇所をご説明いたします。

関豊地域 地域計画（案）の1地域における農業の将来の在り方の（3）につきましては、将来の経営規模については離農を志向する経営体が多く、遊休農地の増加が予想されるため中間管理事業の取組が必要であります。

続きまして、地域計画の4地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）です。議案綴りの14ページをご覧ください。

関豊地域につきましては、認定農業者2経営体と地域内の担い手5

経営体を将来の担い手として位置付けています。

また、目標地図上の標記表示として A～G のアルファベットを設定しており目標地図内の凡例と対応してあります。

次に本日配付の地図をご覧ください。関豊地域も農地面積が広いいため、大字ごとに地図を作製いたしました。豊岡につきましては2枚に分割しております。

色分けにつきましては、大川崎が青色、大田和が緑色、御代原がピンク、豊岡が黄色で囲んであり、枠内の着色してある農地が地域計画の対象となっております。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

最後に、本日配布の地域計画の今後の予定をご覧ください。

今後の予定であります。

現在、関係機関への意見聴取を行っておりまして、回答期限を3月14日としております。

その下になります。意見聴取の内容を反映し地域計画（案）の公告を2週間行い、その結果を反映し地域計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

つきましては、農業委員会としての意見をいただきたいと考えておりますので、意見のある方は期間が短く大変恐縮ですが、今週の木曜日、3月13日までに農業委員会事務局へ意見を提出していただきますようお願いいたします。

なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長

ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がございませうか。

説明を受けて、すぐその場で意見というのも難しいでしょうから、後日事務局まで意見のある方は連絡をいただきたいと思ひます。

農業委員会の意見としては期日までにとりまとまりましたら、事務

議長	<p>局から市長に報告願います。</p> <p>【市農林水産課退室】</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長より願います。</p>
局長（棟方）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出, 市街化区域内にある農地の権利移動1件です。こちらは専用住宅として所有権移転するもので、面積は329㎡です。</p> <p>この届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>（稲村委員長から2/18開催の運営委員会の内容について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員8名のうち6名、並びに地区担当農業委員及び事務局職員の出席のもと、権利者 ██████████ 並びに、権利者の知人兼通訳として3名の併せて17名が参加。 ・申請人は、中国に住んでいたころ親の農作業を手伝った経験を生かし、日本で農業を行いたい考えを持ち、気にいった桜井地先の農地や、住家、山林などを一括購入し、日本に永住し農業をしたいとの説明。 ・委員から、日本語の理解が十分でないのに、地元農家とのコミュニケーションを図ること、日本の農業になじめるか心配。購入でなく、借りる考えはないのか。 ・実績を踏んでからの購入でも、遅くはないと思う質問が出されたが、あくまでも購入の意思が強かったように感じられた。 <p>（申請者退出後の委員意見）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語も理解できなくて、農業はできるのか。地域の農家との連携が心配。 ・農機具を運転する手段（免許）を持っていない。 ・永住する保証が無い。撤退すれば、農地は荒廃し近隣農地に影響を及ぼす心配。 ・意見をまとめるため採決を行い、農地を取得することについて、適格者であるか挙手を求めたところ、挙手はなし。 ・今後の進め方としては、申請人は購入を主張していることから、農地購入を必要とする理由、営農計画書の見直しを書面で求め、必要があれば、地権者にも出席を求め再度開催することで意見の統一が図られた。
議長	<p>事務局何かありますか。</p> <p>(樋口主任から2024年活動記録簿の提出と2025年活動記録簿配布について)</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、4月4日金曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時30分</p>